

# キャッシュカード振込機能 の一部利用制限について

(振り込め詐欺防止対策)

現在、弊庫を含め県下12信用金庫におきまして、多発する振り込め詐欺の被害を防止するため、年齢70歳以上の一部のお客様にキャッシュカードの振込利用を制限させていただいております。

こうした中、今般、静岡県警察本部との連携の下、対象年齢を70歳から65歳に引き下げることにより、更なる振り込め詐欺防止対策を実施させていただくことになりました。

新たに対象となるお客様におかれましては、大変ご不便をお掛け致しますが、お客様の大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするための対策となりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 《 一部利用制限の内容 》

次のお客様は、キャッシュカードによるお振込みができなくなります。


65歳以上、かつ

ATMで直近3年以内にキャッシュカードを利用して  
お振込みをされていない口座のお客様

※ キャッシュカードによるお預入れやお引出しは、従来どおり可能です。

対応開始時期：平成30年9月20日（木）より

- 上記のお客様がキャッシュカードによる振り込みをご希望の場合  
平日の営業時間内にお届印、本人確認書類、通帳、またはキャッシュカード  
をお持ちのうえ、お取引店の窓口にお申し付けください。  
電話でのお申込は受付しておりませんのでご了承ください。



警察から大切なお知らせです。  
市職員等を騙り「還付金の手続が必要」と、被害者をATMに誘導し、犯人の指定した口座に振り込みをさせる還付金等詐欺被害が増加しています。  
今年（6月末）の被害者は全て、50・60歳代です。  
「還付金」があるという電話は詐欺です。  
被害に遭わないように十分注意をしてください。

静岡県警察本部生活安全企画課

本件に関するお問合せは、お取引店までお願いいたします。